

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制を構築するとともに、公正で透明性の高い健全な企業経営に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	29,528,487	62.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,265,000	2.70
山崎製パン株式会社	619,384	1.32
日東富士製粉持株会	578,008	1.23
日清食品ホールディングス株式会社	518,000	1.10
株式会社中村屋	500,000	1.07
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	360,000	0.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	264,000	0.56
鈴与株式会社	257,666	0.55
CREDIT SUISSE AG ZURICH	170,000	0.36

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

三菱商事株式会社 (上場: 東京、名古屋、海外) (コード) 8058

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社にとって親会社の三菱商事株式会社は、販売総代理店として小麦粉等出荷量の過半数を取扱い、資材の仕入先の1社でもあります。販売面では商社機能を利用する当社が一定の取扱手数料を負担するものであり、その販売は一般的取引価格で行っております。また、仕入面も当社にとって価格等で有益な取引先として選定しているもので、一般的な取引であります。

取引等を決定する際には、法及び社内規定に則り取締役会、常務会等で所定の手続きを行い、監査役や業務監査室等により会社業務が適正に遂行されていることを確認しており、こうした取引等の決定や監査機能等により、少数株主保護の体制は維持されているものと判断しております。

す。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

○親会社からの独立性確保について

当社にとって三菱商事株式会社は、大株主・総代理店として影響力を有しておりますが、研究開発、市場調査、企画、購買、生産、販売等のあらゆる面を当社独自で決定し実施しております。また、親会社から役員として諸会議へも出席しておりますが、適正な企業活動への助言や当社販売活動への支援を行うものであります。

○上場子会社は存在しません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮原 朋宏	他の会社の出身者		○			○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮原 朋宏		現在親会社の社員です。	社外からの視点でガバナンスを適切に働かせることと、商社での豊富な経験から経営全般への助言を受けるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、会計監査人から報告や説明を受けるなど経営の業務執行状況の監督・管理を適切に行える体制となっております。
また、社長直属の機関として業務監査室が設置されており、監査役とコンプライアンスなど随時必要な情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 和雄	他の会社の出身者			○				○		○				
中山 裕章	他の会社の出身者			○				○		○				
石毛 宏	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 和雄		現在親会社の社員です。	商社での豊富な経験をふまえて、社外からの視点でガバナンスを適切に働かせるため。
中山 裕章		現在親会社の社員です。	商社での豊富な経験をふまえて、社外からの視点でガバナンスを適切に働かせるため。
石毛 宏	○	現在大学教授です。	社外からの視点でガバナンスを適切に働かせることと、大学教授としての専門的知識と財務及び会計に関する知見を有し客観的な視点から監査が可能なため。 ＜独立役員としての指定理由＞ 石毛氏は、当社取引先金融機関(三菱東京UFJ銀行)に勤務されていましたが、同行を退職して既に9年が経過し、同行とは全く無関係の大学教授として活躍されており、同行と特別の利害関係はありません。同行在職中は調査室長や情報セキュリティ管理室長を歴任され、また、現在の大学教授としての職務内容からも、産業界についての高い知見と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 なお、元勤務先の三菱東京UFJ銀行は、当社の主要金融機関のひとつではありますが、突出した取引関係ではなく、当社は他に6行の金融機関とも各々親密な取引を行っており、また、当社は十分な内部留保と現預金を有し実質無借金に近く、当社の総資産に占める総借入金の割合も約9%と低く、当社は資産繰りや資金調達に全く不安はありません。 加えて同行は当社の株主ではなく、同行以外

		の利用可能借入枠残は総借入金を上回るものであり、同行に対してはいつでも完済可能な状態にあります。 このため、同行は当社にとって主要金融機関ではありますが、その取引が経営に与える影響は極めて小さいと判断しております。 従って石毛氏は、一般株主と利益相反を生ずるおそれはなく、中立・公正な客観的立場で、期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。
--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状では必要性がないため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2014年度の取締役報酬等の額は、取締役7名に対し156百万円です。また、同年度の監査役報酬等の額は、監査役6名に対し28百万円です。前記の取締役・監査役報酬等の額には、社外役員5名に対する4百万円を含んでおり、同年度役員退職慰労引当額21百万円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席するほか、必要に応じて重要事項についての事前説明を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)現状の体制の概要

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。また、任意の執行役員制度を採用しております。

当社の取締役会は、社長含め6名の取締役(うち社外取締役1名)で構成され、原則月1回開催され、経営戦略の策定ならびに業務執行状況の監督に関し、迅速かつ実質的な機能を発揮しております。

当社は、経営の意思決定と業務執行を分離し、機動的かつ効率的な経営体制の強化を目的に執行役員制度を2008年6月より導入しております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、毎月取締役会に出席し、または、会計監査人から報告や説明を受けるなど経営の業務執行状況の監督・管理を適切に行える体制となっております。

(2)監査役の機能強化に向けた取組み

業務監査室・担当取締役を設置し、内部監査・内部統制評価を行っております。その活動におきまして、監査役と情報交換を図り、監査役の機能強化を図っております。

(3)公認会計士の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツを選任、同監査法人と監査契約を締結し、同監査法人により、当社グループの財務諸表等の会計監査が行われております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方にに基づき、経営環境の変化に迅速に対応できる人材を配置し、変化の激しい業界における情報

収集と分析を通して、業績の向上を図っております。

現状では、社外取締役1名、社外監査役3名(うち独立役員1名)がおり、客観的な見地から経営監視の役割を担っております。

また、当社の経営・業務執行の意思決定におきましては、取締役会のほか執行役員、監査役も出席する経営会議による審議を通して、透明性・適法性などの監視機能を果たしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定期限より3営業日早い発送しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	電子公告、決算公告、決算短信、有価証券報告書及び招集通知、事業報告書をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務・経理担当役員及び総務部、経理部、業務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役職員行動規範にて規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を規定している。全社でISO14001を取得している。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる様「役職員行動規範」を定めております。コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンス関連の体制整備（研修、ガイドラインの制定ほか）を行います。また、各事業部門の長、総務部長及び業務監査室長をコンプライアンス委員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス担当取締役がその委員長を務めております。

法令上及び定款上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス委員会等への報告・相談ラインを設置しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令等に基づき、定められた期間保存しております。

また、取締役及び監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧・入手できる体制になっております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」に基づきコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとしております。

組織横断的リスクの対応を一段と強化するため「リスク管理委員会」を設置しております。

また、リスクに対する実際の行動・シミュレーション実施を行うため、リスクに応じた分科会を設置しております。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び効率的な達成の方法を策定します。

当社グループは、取締役会等が定期的に進捗状況をチェックし、改善を促すことができるように全社的な業務の効率化を実現するシステムとなっております。

5. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用につとめます。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の主管者を定め、取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、グループ会社の業務執行状況の報告を定期的に受け、確認しております。

また、社長直属の機関として業務監査室が設置されており、当社及びグループ会社について、業務の遂行状況や内部統制の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示や実施状況の確認等定期的に必要な内部監査を実施しております。

7. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、監査役の職務の補助を必要とする場合は、業務監査室担当取締役に業務監査室の人員の派遣を要請できるものとします。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、監査業務の補助の指示を受けた従業員は、その指示に関して、取締役等の指揮命令を受けないこととします。

9. 第7項の使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査業務の補助をする業務監査室の従業員の選任に関しては、監査機能の一翼を担う重要な役割をもつことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮するものとします。

10. 当社及び子会社から成る企業集団における取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、常務会、経営会議、コンプライアンス委員会等に出席し、重要な報告を受け、意見を表明できる体制としております。

監査役のうち子会社監査役を兼務する者を置いて、子会社の取締役会等に出席し、重要な報告を受け、意見を表明できる体制としております。また、法令上及び定款上疑義のある行為等について、当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段としての報告・相談ラインの相手先の一つとして、監査役を設定しております。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

「役職員行動規範」において報告者が不利益を被らないよう最大限の配慮を行う体制としております。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払請求、支出した費用の請求または債務の処理については、当該職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、従業員、会計監査人と相互の意思疎通を図るため、それぞれ随時意見交換会をもつこととしております。

また、「内部監査規定」において、業務監査室は監査役及び会計監査人と密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査役の監査の実効性確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「役職員行動規範」に基づき反社会的勢力及びこれらと関係のある個人・団体に対して、一切の交流・取引を行わないこと、要求を断固拒否することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体・関連企業と協力して、情報を収集し反社会的勢力の排除のため社内体制の整備を推進します。

Vその他

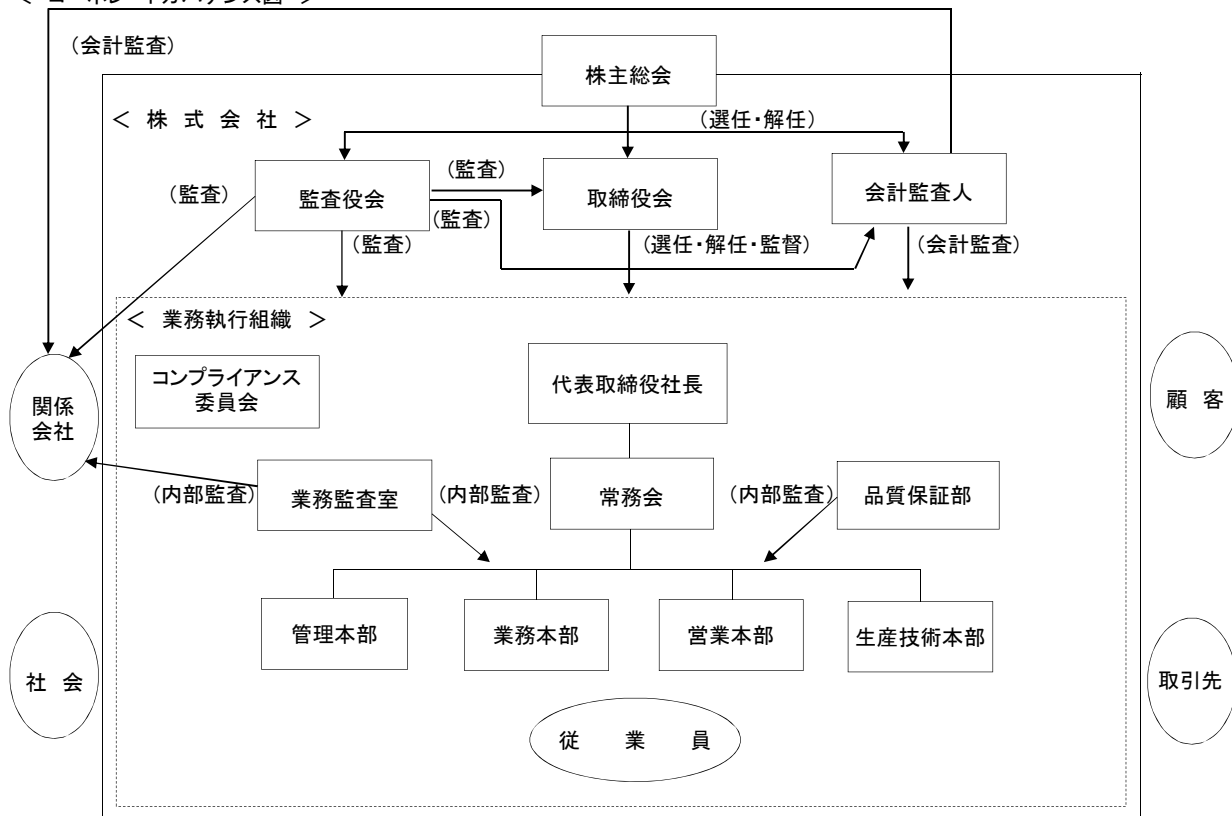
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< コーポレートガバナンス図 >



【ご参考】当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

当社は、重要な決定事項について原則として毎月1回開催する取締役会にて決定しており、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し決定しております。決定された重要事実について、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要となる場合には迅速に開示するよう努めております。

また、重要事実が発生した場合は、その当該事実を認識した部署から所管本部長を通じて速やかに代表取締役および情報取扱責任者(管理本部長)に報告され、適時開示規則に従い、開示が必要かを常務会にて検討し、開示が必要となる場合には迅速に開示するよう努めております。なお、当社は投資家の皆様の利便を考慮し、自社ホームページにおいても開示情報を掲載しております。

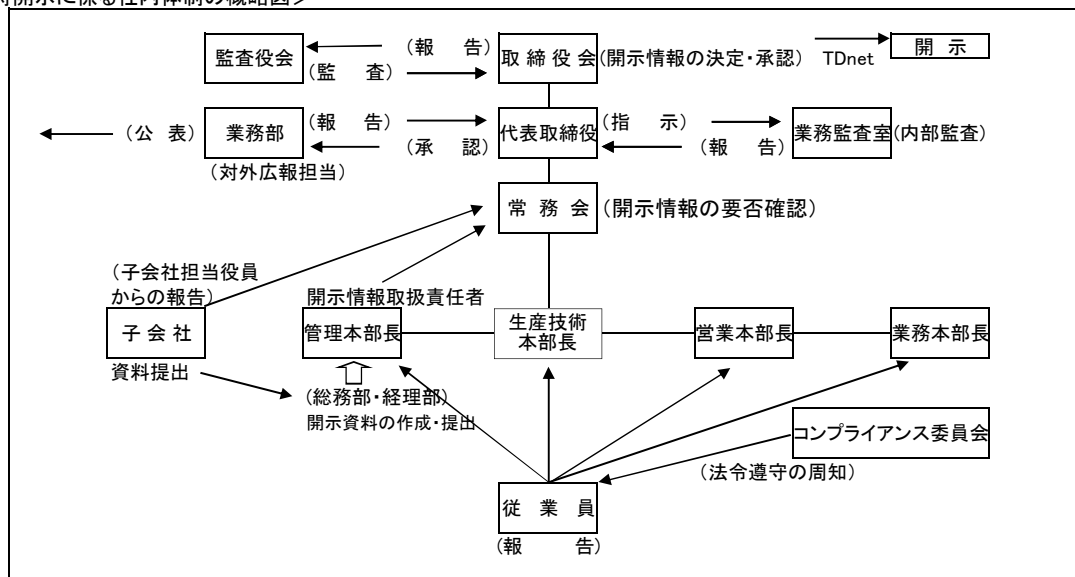
なお、当社は投資家の皆様の利便を考慮し、自社ホームページにおいても開示情報を掲載しております。

当社は、「内部者取引に関する規程」の中で、公表に関しては代表取締役又はその委任を受けた者が行うものとし、その所管部は有価証券届出書、有価証券報告書関係については経理部、決算短信等の証券取引所関連事項および報道機関等については総務部、前記に該当しない事項については原則として業務部が統括のうえ個別に指示・対応する体制をとっております。

「役職員行動規範」ならびに「内部者取引に関する規程」を制定し、コンプライアンス委員会を中心として社内周知を図っており、重要事実をはじめとして開示情報に該当する事項についての取扱いについて、社内外に対する守秘義務はもとより法令遵守することを徹底しております。

また、社長の直轄機関として業務監査室を設置しており、定期的、また必要に応じて適宜に内部監査を実施することとしております。

＜適時開示に係る社内体制の概略図＞



以上